

基調報告

考古学・文化財資料のデータ・情報流通を進めていきませんか

阿児 雄之

(東京国立博物館博物館情報課)

はじめに：議論の前提

使い古された言い回しであるが、當時インターネット接続である生活ならびに誰もが発信者である社会において、考古学・文化財資料のデータ・情報がどのように存在していくかを考えてみたい。それに先立って、本稿での前提をはじめに共有しておこうと思う。

1. 著作権のない考古学・文化財資料を対象とする
2. 考古学・文化財資料を用いて、作者が“思想又は感情を創作的に表現したもの”には著作権¹⁾がある
3. 考古学・文化財資料のデータ・情報には、著作物と著作物でないものがある

第1点目として、本稿では基本的に著作権のない考古学・文化財資料を対象としたい。もちろん、著作者が明確に判明しており、日本ならびに諸外国における著作権等を有する文化財資料は存在する。これら文化財資料については、各法律下での対応に従うことになるため、それら文化財資料を対象としたデータ・情報も各法律に照らし合わせて扱うことになる。次に、第2点目として、たとえ考古学・文化財資料に著作権がなくとも、それを対象とした著作物には著作権があるということを忘れてはならない。しかし、平面物を機械的に複写したものなど、作者の創作的表現が含まれず著作物とみなされないデータや情報があるということを第3点目として共有しておきたい。

これら前提を踏まえて、考古学・文化財資料のデータ・情報の流通を進めていく夢を展開していく。私たちが生きている今から見て過去に生まれた考古学・文化財資料は、将来の誰かにとって有益に働く可能性を大いに秘めており、それら資料を対象にして制作されたデータ・情報は現在のみならず、将来的に意味あるものとなっていく可能性がある。そして、そのデータ・情報は、資料保有機関に留まらず、広く誰もが制作していく社会になりつつある。そうすると、如何に考古学・文化財資料のデータ・情報を制作していくかということよりも、如何にそれらデータ・情報を適切な手段と経路に用いて発信し、認知を広げつつ利活用していくかを考えることが大事であろう。

協働するかたちへ：目指したい方向

では、データ・情報が適切な手続きに沿って伝達され、広くその存在が認知され、誰もが利活用していくことのできる流通のかたちとはどのようなものだろうか。その答えを一言で述べることはなかなか難しく、今後の議論・検討の積み重ねで表出してくるものと思われる。しかし、個人的には、データ・情報の流通のかたちについて想い描いている方向がある。

- ◇著作物でないデータ・情報は、誰もが使用できるように
- ◇著作物であるデータ・情報を、できるだけ誰もが使用できるように
- ◇考古学・文化財資料の所蔵者以外が作成したデータ・情報も、できるだけ誰もが使用できるように
- ◇流通しているデータ・情報が安心して利用できるものだと判断できるように
(特にインターネットを通じた電磁的データ・情報に対して)

まず、著作物でない（著作権を有しない）データ・情報は、誰もが使用できるようになつて欲しい。考古学・文化財資料を対象と考えた場合、法量などの計測値に代表される、定量的かつ機械的に付与された事実データ・情報は著作物とみなされない。よって、まずはこれらデータ・情報は誰もが使用できるようになってほしい。考古学・文化財資料の所蔵機関では、所蔵品目録という形での公刊や、所蔵品データベースでの公開といった手段を用いて、日々、これら事実データ・情報の提供と更新に努めている。ただ、日常的な調査・研究業務の成果として生まれてくるものであり、最も基礎的かつ誰もが使用できるように整備しなければならないものであるが、所蔵品量が膨大であったり、人員不足であったりしてデータ・情報の整備が進んでいない機関もある。しかし、もっと問題であるのは、公開・発信されているデータ・情報が著作物でなく、公共財とも捉えることができるはずであるのに、利用に制限をかけている場合があるということである。これでは、いくら考古学・文化財資料のデータ・情報が充実しても、利活用の幅が狭まるとともに、流通にも大きな障壁となる。課題が考古学・文化財資料を所蔵する機関にあるのは明確であり、利用制限の根拠について議論を重ねれば解決できるものであると考える。

次に、著作物であるデータ・情報であるが、著作者が所蔵機関自身である場合には、出来る限り利用制限を設けないかたちでの提供に向けて検討を続けていただきたい。所蔵機関が撮影した考古学・文化財資料写真画像の提供、研究紀要や年報・ニュースレターなどの発行物へのアクセス、来館者による展示空間の撮影許可など、所蔵機関著作物の使用種別は多岐にわたり、所蔵機関によって最も対応が異なっているデータ・情報であろう。よって、事例の共有をはかるなどして、著作物の種類に応じた対応について検討し続けねばならない。現在の社会変化に呼応し対応していく必要性が最も高いデータ・情報であり、これらを誰もが使用できるようになることが望まれる。

そして、考古学・文化財資料の所蔵機関だけではなく、ある個人や団体が作成したデータ・情報についても誰もが利用できるようになって欲しい。スマートフォンの高性能化と普及、デジタルカメラやドローンをはじめとする撮影機器の低価格化によって、今は誰もが考古学・文化財資料を対象とした撮影に取り組むことができる。また、ネット上での提供が拡大してきている考古学・文化財資料のデジタル情報（所蔵目録、書籍の全ページ画像、高精細画像など）を用いた調査・研究も可能となってきている。これらデータ・情報も貴重であることは間違いない、所蔵者でもない、著作者でもない、第三者が使用できるようになればと思っている。

最後に、考古学・文化財資料のデータ・情報を安心して使えるようになって欲しい。現在

もそうであるが、デジタルデータ・情報は複製・加工などを容易におこなうことができる利点を持っているため、迅速かつ広範な流通に適している。しかし、データ・情報の流通経路や提供元が不明確になることもしばしば起きうる。あるデータ・情報が複製され、本来とは異なる様々な文脈で編集加工が施されて拡散することも珍しくない。このような行為を完全に防ぐことは難しいが、出典を明示し、データ・情報の流通経路を利用者が追えるようにしておくことによって、データ・情報の素性を判断することができる。この方法は、何も目新しいものではなく、学術論文における参考文献の出典明記、報道における情報源記載というように、これまでおこなわれてきたものである。初等中等教育においても情報リテラシーに関する教育は実施されており、デジタルデータ・情報の内容や利用条件を自身で判断し、適切な利用を経験的に積み重ねることが重要であるとされている。この教育過程において、考古学・文化財資料のデータ・情報は教材としての価値が高く、教育現場での利用促進も含めたデータ・情報流通が確立していって欲しいと考えている。

これらは遠い夢物語ではなく、実は既に実現されているにも関わらず、まだ普及していないものばかりである。普及への課題は多くあるかもしれないが、課題が見えているということは、解決へ向けた議論と行動を興すこともできるはずであろう。

流通して触れる：見つからない=存在しないという現在

考古学・文化財資料のデータ・情報流通について、なぜ考えているのかと問われれば、その一つの理由として、デジタルデータ・情報が氾濫する現在において「検索して見つからないものは、存在しない。」とみなされる可能性が高いからである。たとえ、データ・情報自身がデジタルでなくとも、その所在を調べる手段やアクセスポイントは、デジタル／インターネットベースが主流となっているのは周知の事実である。よって、残念ながらネットで検索して見つからないものは、存在しないと判断されてしまう。だからこそ、データ・情報の流通を確立する必要がある。

多くの人気アニメ作品を制作してきたスタジオジブリは、2020年9月18日に公式ウェブサイトでジブリ作品の場面写真（8作品、合計400枚）を「常識の範囲でご自由にお使い下さい。」とのメッセージとともに提供し始めた²⁾。この背景には、著作物が消えていくってしまう危機感があることを、鈴木敏夫プロデューサーがラジオ番組で語っている³⁾。ジブリ作品のように世界的に有名なものであっても、誰かが観てくれないと忘れ去られてしまうと考えられている状況において、考古学・文化財資料も例外なく、そのデータ・情報の利活用を通じて存在を認知してもらわなければ、消え去っていくであろう（実体物として保存され続けるかもしれないが、誰にも存在を知られない状況下に置かれたままになる）。

では、どのようにして目指す流通のかたちをつくっていけばいいのだろうか。前述のとおり、目指す流通のかたちは、既に部分的ではあるが多種多様な方法で実現されている。これから、幾つかの実例に触れながら、考古学・文化財資料のデータ・情報流通のかたちを考えてみたい。

最初に〈著作物でないデータ・情報〉であるが、考古学・文化財資料の名称や法量といったメタデータについては、誰もが制限なく使用できるパブリック・ドメイン（Public Domain）で提供されることが多くなってきている。「デジタルアーカイブ福井」⁴⁾では、メ

タデータはすべてパブリック・ドメインで提供され、さらに約 7,000 件の古文書資料ではその画像もパブリック・ドメインで提供されている。これらには、きちんと PDM (Public Domain Mark)⁵⁾が付与されており、利用者はパブリック・ドメインであることがひと目でわかるようになっている。データ・情報の提供方法として、詳細検索において、利用条件による絞り込みが可能としている点は、これから考古学・文化財資料のデータ・情報検索にも取り入れられてくるべき機能であると考える。

そして、現在最も議論を尽くし、行動検討せねばならないものが〈著作物であるデータ・情報〉であろう。考古学・文化財資料を所蔵する機関が、日々の業務の中で作り上げているデータ・情報である。議論の出発点として、政府のオープンデータに関する取り組みを参照しつつ考えてみたい。日本政府は 2013 年に開催された G8 サミットにおいて「オープンデータ憲章」⁶⁾に合意し、「政府標準利用規約」(現在の第 2.0 版は 2015 年に決定)⁷⁾を策定するなどの取り組みを実施してきた。「政府標準利用規約」は、各府省ウェブサイトの利用ルールの雛形として作成されたものであり、この前提にある「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」⁷⁾では、国の著作物について次のような記述がある。

“国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める(著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める)形で、あらかじめ著作物の利用に係る考え方を表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。”

さらに、2016 年には「官民データ活用推進基本法」⁸⁾が公布、施行され、国や地方公共団体に対しオープンデータの推進が義務付けられた。これを受けて、都道府県では「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられ、市町村（特別区を含む）では「市町村官民データ活用推進計画」⁸⁾の策定が努力義務とされた。このようなオープンデータ推進は、考古学・文化財資料のデータ・情報の流通を考える上で無視できないものであり、国ならびに地方公共団体等が所蔵する考古学・文化財資料のデータ・情報は、広く二次利用を認めるかたちで流通すべきであろう。

データ・情報の種類は異なるが、COVID-19 に関する陽性者数や入院者数などの情報は、オープンデータとして各地方公共団体が広く提供している（多くはクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 ライセンス）。そして、そのデータを活用して市民団体などが、各地域における感染動向の可視化できるサイトを作成・運営されている。これらウェブサイトは、東京都の「新型コロナウイルス感染症対策サイト」⁹⁾がオープンソースとして誰もが自由に使える形で公開されたことによって、一気に各地での展開が実現した¹⁰⁾。もし、COVID-19 に関するデータがオープンデータでなければ、各地で感染動向を知ることができるサイトを市民が作成することはできなかっただろう。そして、もし、東京都がウェブサイトのソースコードをオープンソースとして提供していなければ、地域間での情報把握格差が大きくなっていたであろう。行政機関がデータ整備に集中し、いち早くオープンデータとして公開すること

によって、データ利用の申請・許諾手続きなどを経ることなく、市民が状況を把握できるようになっている。

考古学・文化財資料のデータ・情報も、緊急性が高くないかもしれないが、オープンデータとして流通していくことによって、新たな利活用のかたちがでてくるに違いない。しかし、残念ながら既に作成されている「官民データ活用推進計画」において、考古学・文化財資料について触れられているものは実に少ない。

国立文化財機構では、4つの国立博物館（東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館）と奈良文化財研究所の所蔵品を横断的に検索できるサービスである「ColBase」¹¹⁾を運営している。このシステムには、寄託作品を除く各施設の所蔵品についての作品情報と作品画像等が収録されており、これら情報は「政府標準利用規約（第2.0版）」に準拠している。よって、出典を明記すれば、誰でも複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用することができる。ただ、どの機関も ColBase のようなサービスを運営できるわけではない。COVID-19 の事例のように、検索などの機能はなくとも、データを二次利用しやすいかたちで提供することこそが重要である。例えば、奈良県五條市では、五條文化博物館所蔵の所蔵資料について、その一覧表（文書目録）を PDF もしくは Excel ファイルで提供している¹²⁾。利用者は、これらデータをダウンロードして、自身のソフトウェア上で検索するなどの処理をおこなうことができる。市役所の公式ウェブサイト上にファイルをダウンロードできるように設定するだけであり、考古学・文化財資料の為だけのシステム運用をしなくても良い。「官民データ活用推進計画」において、行政データのオープン化を謳っているものは多いので、考古学・文化財資料のデータ・情報も、地方公共団体が有する行政データの一部として捉えて一体的な提供を考えるのが得策ではないだろうか。

そして、視点を〈考古学・文化財資料の所蔵者以外が作成したデータ・情報〉に移して考えてみたい。阪神淡路大震災や東日本大震災などの自然災害によって、多くの考古学・文化財資料も被災した。しかし、それら被災資料も専門家ネットワークやボランティア組織の尽力によってレスキューされ、修復・保存の作業が続けられている。この被災文化財レスキュー活動の中で、数多くの考古学・文化財資料に関するデータ・情報が作成されているのは言うまでもない。また、日常の生活においても考古学・文化財資料に興味を抱き、データ・情報を作成している人々もいる。例えば、 Wikipedia には数多くの考古学・文化財資料をテーマにした記事が存在し、 Wikimedia Commons にも膨大な数の考古学・文化財資料の画像がアップロードされている。写真画像だけではなく、現在では石造物の三次元モデルを作成してアーカイブする活動¹³⁾や、クラウドワークで古文書の翻刻をおこなう活動¹⁴⁾も盛んである。このように、考古学・文化財資料自身と、そのデータ・情報との関係性は多様化しており、様々な経路での流通を想定していかねばならない状況にある。これについてはまだ有用な解を見つけることができていないが、個々のデータ・情報が閉じることなく、他とリンクしていくことによってネットワーク化し、緩やかな繋がりを保つ方法がないか検討したい。

最後に、これまでの全てのデータ・情報に言えることであるが、利用者がそのデータ・情報を判断できるように整えることが大事である。パブリック・ドメインだから何も提示しなくても良いのではなく、PDM をきちんと明示して利用者にパブリック・ドメインであることを伝える。各所蔵機関によって、微妙に異なる利用条件を提示するのではなく、政府標準利

用規約やクリエイティブ・コモンズなどを使用してライセンスを明示する。出典明記を求めるのであれば、出典記載例を提示するなどの方策をとることを怠ってはならない。複雑な利用規約を、できる限り利用者の負担を軽減させるよう工夫しているのが「ジャパンサーチ」¹⁵⁾だろう。ジャパンサーチは、様々な分野のデジタルアーカイブと連携して、日本の多様な文化コンテンツをまとめて検索できる「国の分野横断型統合ポータル」である。それゆえに収録コンテンツの利用条件も、連携元のデジタルアーカイブによって異なる。しかし、連携元の利用条件をそのまま利用者に提示すると複雑になりすぎるため、大きく「教育」「非商用」「商用」の3つについて利用可能かどうか提示し、その上で資料固有の条件を提示するようになっている。よって、利用者は自身の利用目的に応じた条件を設定し、膨大なコンテンツの中から検索することが可能である。今後、各デジタルアーカイブにおける権利表示が国際的に普及しているライセンスなどを用いて提示されなければ、より的確に目的とするコンテンツを探し出せるようになると思われる。

おわりに：みんなでかたちづくっていく

考古学・文化財資料のデータ・情報流通は、資料所蔵者から利用者への一方的な提供ではないということ、まだまだ流通すべきものがあるということ、活用されなければ資料自身の存在が消え去ってしまう危険性があることなどを述べてきた。本稿で流通という言葉を用いてきたのは、誰かひとりだけで成り立つものではないということを示したかったからである。食品などの流通を考えた場合、生産者がおり、配送者がおり、販売者がおり、消費者があり、その全員の活動があって初めて流通というものが成り立つ。考古学・文化財資料のデータ・情報も同様に考えることができるのでないかと思い、構成要素や実現の手がかりについて検討をおこなってきた。資料所蔵者、データ・情報制作者（所蔵者以外も含む）、利用者がそれぞれに考古学・文化財資料のデータ・情報流通を考え行動すれば、近い将来、確実に現在よりも魅力的な流通体系が整うはずである。

註

- 1) 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。（著作権法第二条一項一号）
- 2) STUDIO GHIBLI 「今月から、スタジオジブリ作品の場面写真の提供を開始します 2020.09.18」
<https://www.ghibli.jp/info/013344/> (2020.12.11 アクセス)
- 3) TOKYO FM 「鈴木敏夫のジブリ汗まみれ」2020.8.9,8.16 に「ジブリと著作権」とテーマで放送 <https://www.tfm.co.jp/asemamire/index.php?catid=173> (2020.12.11 アクセス)
- 4) 「デジタルアーカイブ福井」福井県文書館・福井県立図書館・福井県ふるさと文学館・福井県県政情報センターが管理している資料を収録している
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/> (2020.12.11 アクセス)
- 5) パブリック・ドメインであることを示すマーク
<https://creativecommons.org/publicdomain/mark/1.0/deed.ja> (2020.12.11 アクセス)
- 6) 外務省「オープンデータ憲章（概要）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html (2020.12.11 アクセス)

- 7) 政府 CIO ポータル「オープンデータ」(<https://cio.go.jp/policy-opendata>) に「政府標準利用規約」「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」などが掲載されている。(2020.12.11 アクセス)
- 8) 政府 CIO ポータル「地方の官民データ活用推進計画策定の手引」(<https://cio.go.jp/chihou-tebiki>) に「官民データ活用推進基本法」へのリンクや、「計画策定済団体一覧（令和元年 7 月 1 日時点）」ファイルが掲載されている。(2020.12.11 アクセス)
- 9) 東京都「新型コロナウイルス感染症対策サイト」<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp> (2020.12.11 アクセス)
- 10) 東京都新型コロナウイルス感染症対策サイトから派生したサイト一覧
https://github.com/tokyo-metropolitan-government/covid19/blob/development/FORKED_SITES.md (2020.12.11 アクセス)
- 11) 国立文化財機構「ColBase」<https://colbase.nich.go.jp> (2020.12.11 アクセス)
- 12) 五條市「博物館所蔵資料の一覧表」
https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/bunka/1_1/4/1409.html (2020.12.11 アクセス)
- 13) 石造物 3D アーカイブ <https://stonework-3d-archive.github.io> (2020.12.11 アクセス)
- 14) みんなで翻刻 <https://honkoku.org> (2020.12.11 アクセス)
- 15) ジャパンサーチ <https://jpsearch.go.jp> (2020.12.11 アクセス)